

静岡県告示第393号

港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5項に規定する清水港港湾施設を同法第12条第5項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和7年5月20日

清水港港湾管理者 静岡県

代表者 静岡県知事 鈴木 康 友

1 新たに管理する施設

種 類	名 称	位 置	能 力
上屋 (1級)	興津12号上屋	静岡市清水区興津清見寺町 1375-39	有効面積 6,245.9㎡ 構 造 鉄骨造・2階

2 供用開始日

令和7年7月1日